

大阪市港湾審議会調整協議会 会議要旨

- 1 日時 令和5年10月30日（月） 午後3時から午後3時30分
- 2 場所 A T C I T M棟10階 大阪港湾局第8, 9会議室
- 3 出席委員
 - 政策企画室 丸尾室長（代理 梶谷政策調整担当課長）
 - 大阪都市計画局 尾花局長（代理 臼田拠点開発室広域拠点開発課参事）
 - 計画調整局 寺本局長
 - 環境局 堀井局長（代理 松井環境管理部長）
 - 建設局 寺川局長
 - 水道局 谷川局長（代理 田川品質管理担当課長兼臨海地域整備推進担当課長）
 - 西 区 三村区長（代理 村上副区長）
 - 住之江区 末村区長（代理 長目総務課長）
 - 大阪港湾局 丸山局長
井上理事
望戸総務部長
田邊営業推進室長
高橋計画整備部長

- 4 議事
大阪港港湾計画の軽易な変更について

- 5 議事要旨
 - ・各議案について事務局から説明を行った後、委員による質疑があり、事務局から回答した。
 - ・その結果、素案のとおり大阪市港湾審議会への諮問手続きを進めることとした。

【大阪港港湾計画の軽易な変更について】

■委員

- ・専用埠頭計画（河川）の新規計画について、小型栈橋の背後で実施される賑わい事業では、利用客が自動車で来訪することにより、周辺道路の交通量が増加する可能性が考えられるが、対策を講じる必要はないのか。
- ・また、小型栈橋の上流部に位置する端建蔵橋では架替工事が行われているので、工事車両等との輻輳に注意していただきたい。

□事務局

- ・小型栈橋の背後で賑わい事業を実施する民間事業者によると、宿泊施設等を計画していると聞いており、1日に何度も人が出入りすることはなく、周辺交通に与える影響は軽微であると考えている。
- ・ただし、賑わい事業の開業当初は多数の来場者が来られる可能性も考えられることから、周辺交通への影響について注意しながら事業を進めていきたい。
- ・また、端建蔵橋の建替工事の件については、今後担当者と調整をさせていただく。

■委員

- ・専用埠頭計画（河川）の新規計画について、対岸に設置されている既存栈橋に対し、航行船舶上の安全性は問題ないか。

□事務局

- ・説明資料16ページにおいて、港湾の施設の技術上の基準・同解説に基づいて船舶の回頭水域を確認しており、対岸に設置されている既存栈橋に対して影響がないことを確認している。
- ・なお、対岸に設置されている既設栈橋を利用する船舶の回頭水域は、既に上流部で確保されていることを確認している。

6 会議資料

- (1) 大阪港港湾計画の軽易な変更について（素案）～説明資料～
- (2) 大阪港港湾計画書（素案）
- (3) 大阪港港湾計画資料（素案）